

令和 8 年度茨城県動物の飼養管理業務等委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年茨城県条例第 8 号）の規定に基づき、茨城県動物の飼養管理業務等の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務等）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 令和 8 年度茨城県動物の飼養管理業務等委託
- （2）委託業務の内容 別添「令和 8 年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書」
のとおり

（委託業務等の実施）

第 2 条 乙は、委託業務等を実施するに当たっては、別添の令和 8 年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務等の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託業務等に要する費用（以下「委託料」という。）は金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、委託額の変更を行うものとする。

（委託料の支払）

第 5 条 甲は、委託業務等が終了し、第 8 条の規定による適合の通知をした後に乙の請求により委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、乙の請求により委託料の 90 パーセントを限度として、四半期に分割して前金払をすることができる。
- 3 乙は、前項の前金払を請求するときは、前金払請求書を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 6 条 乙は、契約保証金として金_____円を、この契約締結と同時に甲の指示する手続により納付するものとする。（ただし、茨城県財務規則（平成 5 年規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を

免除する。)

2 前項の契約保証金は、第 18 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第 1 項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

(実績報告)

第 7 条 乙は、委託業務等が終了したときは、直ちに委託業務実績（完了）報告書（別紙様式）を甲に提出しなければならない。

(適合の審査及び通知)

第 8 条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務実績（完了）報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務等がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

(施設及び設備の使用)

第 9 条 甲は、乙が委託業務等を実施するために必要な施設及び設備（以下「施設等」という。）を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、施設等を委託業務等以外の目的で使用してはならない。

(委託業務等の実施が困難となったときの措置)

第 10 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務等の実施が困難となったときは、甲に申し出て、その指示を受けなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計システムで支出命令確認登録をした時点で生ずるものとする。

(再委託の制限)

第 12 条 乙は、委託業務等の達成のため、委託業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務等の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。本契約が解除となった後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務等を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保

護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定の遵守に関し、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の報告）

第 15 条 乙は、委託業務を実施するにあたり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

（委託業務等の調査）

第 16 条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務等の実施状況を実地に調査することができるものとする。

2 乙は、甲から委託業務等の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示等）

第 17 条 甲は、委託業務等の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（損害賠償）

第 18 条 乙は、委託業務等を実施するに当たり、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事情変更による解除）

第 19 条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲の指示により施設等を甲に返還するものとし、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（契約違反による解除）

第 20 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第 2 項の規定を準用するとともに第 6 条に定める契約保証金を返金しないものとする。

（施設等の管理等）

第 21 条 乙は、施設等及び委託料により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、委託業務等の終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めるもののほか、委託業務等の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別紙様式(第7条)

茨城県知事

殿

受託者 住所
氏名

委託業務実績(完了)報告書

年 月 日付けで締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので、委託契約書第7条の規定により報告します。

記

- 1 業務名 令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 業務委託料(円)
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 業務実績 別添内訳書のとおり

委託業務等実績報告書2(内訳書)

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	備考	
収容頭数 ※1	犬	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	猫	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	その他の動物	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
処分頭数	死体処理	犬														
		猫														
		その他の動物														
		小計														
	その他	譲渡 ※2	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		返還														
		小計														
計																

※1 収容頭数のカッコ内は、負傷動物の収容頭数を別に記載すること。
 ※2 譲渡頭数のカッコ内は、認定団体への譲渡頭数を別に記載すること。